

平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星
代表者名 代表取締役社長 塚本聰一郎
(登録銘柄・コード番号 5820)
問合せ先 執行役員総務部長 松山元
(TEL. 06-6762-6953)

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。

なお、改定箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ・株主総会並びに取締役会議事録、決裁申請書、決算に関する計算書類、契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、文書管理規程に基づく保存期間、保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

2. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社のコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び国内・国外取引等に係るリスク管理については、諸規程、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び教育研修の実施等を行うものとする。

万一、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置してこれにあたり、その被害を最小限に止める体制を整える。

内部監査室は、これらリスク管理状況に関する監視をなすものとし、その結果を定期的に代表取締役に報告する。また重要な事項については、取締役会において改善策等を審議決定する。新たに生じたリスクについては取締役会の指示に基づきその管理体制を整える。

3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、毎月 1 回定例会議を開催するほか必要に応じて適時開催するものとする。
取締役会は、全役職員が共有するべき全社的な目標を定め、以下の管理システムに従った取締役の職務の執行と監視機能の強化・効率化をはかる。
 - (1) 職務権限・意志決定ルールの策定
 - (2) 取締役会による中期経営計画の策定、年度経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・4 半期業績管理の実施
 - (3) 取締役・部門長等を構成員とする経営会議の設置

- (4) 取締役会及び経営会議における月次業績のレビューと改善策の検討・実施
- (5) 子会社の四半期毎の業績及び業務執行内容の取締役会への報告
- (6) 子会社に対し、関係会社管理規程に則り、一定の重要事項については、取締役会に承認を求める、または報告することの義務付け
- (7) その他、全社的な業務の効率化を実現するシステムの検討・構築並びに取締役相互間の監視監督機能をより実行あらしめるシステムの検討・構築

4. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び子会社はコンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程等を制定すると共に、企業行動基準、企業倫理規範を含めた危機管理・コンプライアンスカードを全役職員に携帯させ、法令遵守、企業倫理の周知徹底を図り、コンプライアンス委員会を設置し総務部内に事務局を置くと共に、推進委員を任命し、その推進のための体制を整える。また、顧問弁護士との連携を常に密にする。企業活動のリスクの早期発見を促し、重大な問題を防ぐことを目指して、内部通報制度を導入し、委員会事務局を窓口として設ける。
内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を置く。また、監査役は当社及び子会社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるとときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

- ・当社及び子会社は、グループ全体の企業価値の向上をはかり、社会的責任を全うするため、コンプライアンス規程等を制定し、親会社・子会社間との指揮・命令、意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながら、グループ全体としての業務の適性を図る。
取締役は、当社及び子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な発見をした場合には、監査役に報告するものとする。
子会社の管理を担当する部門は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営状況を把握し、その業務が適正に行われるよう指導、支援を行い、法令遵守体制、リスク管理体制の構築を推進し、管理するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
また、監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
取締役は、監査役補助者に対しては、監査役の補助業務に関し指揮命令を行わない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人が、監査役に対し法定の事項に加え、当社及び子会社に重大

な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況に関する事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報内容に関する事項等をすみやかに報告する体制を確保する。

当該報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会と取締役会との間の定期的な意見交換会を設定する。

また、監査役から内部監査室に対し業務調査権の付与等を行って連携し、公認会計士とも連絡を密にすることとする。

また、当社は監査役の職務の執行について生ずる費用を予算化し、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本方針とし、(株)三ツ星コンプライアンス企業行動基準に「反社会的勢力へは毅然たる態度で接する」ことを明記し、反社会的勢力の排除に取り組む。

また、子会社においても上記内容に準じ、反社会的勢力の排除に取り組む。

- ・反社会的勢力排除に向けた体制整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況は、「(株)三ツ星コンプライアンス企業倫理規範」には「健全な社会秩序の維持を重視する企業」として、また「社員行動規範」には、「反社会的勢力との対決」として、各々具体的な倫理規範や行動規範を定める。さらに、「不当要求防止のための対応の心得」として不当要求に対する対処マニュアルを作成し、業務運営の中で周知徹底する。

また、当社従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶を含めたコンプライアンス研修の開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害防止を図る取り組みを行う。さらに、「企業防衛連合協議会」等に加盟し、不当要求等への対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施し、万一に備えた体制強化を図る。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上